

付

録

特許、実用新案、意匠、商標及び国際出願の手数料

(根拠法令) 特許法第一〇七条、第一九五条、実用新案法第三一条、第五四条、意匠法第四二条、第六七条、商標法第四〇条、第七六条、特例法第四〇条、国際出願法第一八条、特許法等関係手数料令等

出願関係

出願料

(1) 特許				出願料
特許出願	一件につき	一万四千元		
外国語書面出願	一件につき	二万二千元		
特許法第三八条の三第三項の規定による手続	一件につき	一万四千元		
特許法第一八四条の五第一項の規定による手続	一件につき	一万四千元		
特許法第一八四条の二十第一項の規定による申出	一件につき	一万四千元		

	技術評価請求	(2) 実用新案					(1) 特許
平成六年一月一日以降の出願			誤訳訂正書による明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合	特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願	特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願	出願審査請求
一件につき四万二千円に一請求項につき千円を加えた額	一件につき 一万九千円	一件につき九万四千円に一請求項につき三千二百円を加えた額	一件につき十万六千円に一請求項につき三千六百円を加えた額	一件につき七万千円に一請求項につき二千四百円を加えた額	一件につき十一万八千円に一請求項につき四千円を加えた額		
(注)		注1					

特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願	特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願	明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正
一件につき八千四百円に一請求項につき二百円を加えた額	一件につき三万三千六百円に一請求項につき八百円を加えた額	一件につき 千四百円

(注) 実用新案については、上記出願料と併せて第一年から第三年までの実用新案登録料を出願時に納付する必要があります。

審判関係

1・審判(再審)請求		審判(再審)請求
(1) 特許		昭和六三年一月一日以後の出願 昭和六二年二月三十一日以前の出願
一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額	一件につき二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円を加えた額	

無効審判係争中の 明細書又は図面の 訂正請求	昭和六三年一月一日以後の出願	一件につき四万九千五百 円に一請求項につき五千 五百円を加えた額
	昭和六二年二月三十一日以前 の出願	一件につき二万七千五百 円に一発明につき二万七 千五百円を加えた額
特許異議の申立て		一件につき一万六千五百 円に一請求項につき二千 四百円を加えた額
特許異議の申立て係争中の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求		一件につき四万九千五百 円に一請求項につき五千 五百円を加えた額
判定請求		一件につき 四万円
裁定請求		一件につき 五万五千元
裁定の取消し請求		一件につき 二万七千五百円
審判又は再審への参加申請（当事者参加）		一件につき 五万五千元
特許権の存続期間の延長登録又はその拒絶査定に係る審判（再審）請求		一件につき 五万五千元

審判又は再審への参加申請（補助参加）	一件につき 一万六千五百円	
特許異議の申立ての審理への参加申請	一件につき三千三百円	
(2) 実用新案		
審判（再審）請求	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額	
判定請求	一件につき 四万円	
裁定請求	一件につき 五万五千元	
裁定取消し請求	一件につき 二万七千五百円	
審判又は再審への参加申請（当事者参加）	一件につき 五万五千元	
審判又は再審への参加申請（補助参加）	一件につき 一万六千五百円	
(3) 意匠		
審判（再審）請求	一件につき 五万五千元	

判定請求	一件につき 四万円	
裁定請求	一件につき 五万五千元	
裁定の取消し請求	一件につき 二万七千五百円	
審判又は再審への参加申請（当事者参加）	一件につき 五万五千元	
審判又は再審への参加申請（補助参加）	一件につき 一万六千五百円	
（４）商標		
審判（再審）請求	一件につき一万五千元に 一の区分につき四万円を 加えた額	
商標（防護標章）登録異議申立て	一件につき三千円に一の 区分につき八千円を加え た額	
判定請求	一件につき 四万円	
審判又は再審への参加申請（当事者参加）	一件につき 五万五千元	
一件につき		

								審判又は再審への参加申請（補助参加）	一万六千五百円
								商標（防護標章）登録異議申立の審理への参加申請	一件につき 三千三百円
								特許・登録料関係	
								特許料・登録料	
								(1) 特許料	
								① 昭和六三年一月一日以後の出願	
								(平成一六年四月一日以降に審査請求を行う出願)	
								第一年から第三年まで	毎年一件につき二千二百円 に一請求項につき二百円 を加えた額
								第四年から第六年まで	毎年一件につき六千四百 円に一請求項につき五百 円を加えた額
								第七年から第九年まで	毎年一件につき一万九千 三百円に一請求項につき 千五百円を加えた額
									毎年一件につき五万五千
									*第二十一年から第二十 五年については、延長

<p>第十年から第二十五年まで</p>	<p>四百円に一請求項につき 四千三百円を加えた額</p>	<p>登録の出願があった場 合のみ</p>
<p>(平成一六年三月三十一日までに審査請求をした出願)</p>		
<p>第一年から第三年まで</p>	<p>毎年一件につき一万三百 円に一請求項につき九百 円を加えた額</p>	
<p>第四年から第六年まで</p>	<p>毎年一件につき一万六千 百円に一請求項につき千 三百円を加えた額</p>	
<p>第七年から第九年まで</p>	<p>毎年一件につき三万二千 二百円に一請求項につき 二千五百円を加えた額</p>	
<p>第十年から第二十五年まで</p>	<p>毎年一件につき六万四千 四百円に一請求項につき 五千円を加えた額</p>	
<p>② 昭和六二年一二月三十一日以前の出願</p>		
<p>(平成一六年四月一日以降に審査請求を行う出願)</p>		
<p>第一年から第三年まで</p>	<p>毎年一件につき千五百円 に一発明につき千円を加 えた額</p>	

<p>第四年から第六年まで</p>	<p>毎年一件につき四千八百円に一発明につき二千九百円を加えた額</p>	
<p>第七年から第九年まで</p>	<p>毎年一件につき一万四千三百円に一発明につき八千八百円を加えた額</p>	
<p>第十年から第二十五年まで</p>	<p>毎年一件につき四万七千五百円に一発明につき二万九千六百円を加えた額</p>	
<p>(平成一六年三月三十一日までに審査請求をした出願)</p>		
<p>第一年から第三年まで</p>	<p>毎年一件につき七千五百円に一発明につき四千九百円を加えた額</p>	
<p>第四年から第六年まで</p>	<p>毎年一件につき一万九百円に一発明につき七千四百円を加えた額</p>	
<p>第七年から第九年まで</p>	<p>毎年一件につき二万三千八百円に一発明につき一万四千八百円を加えた額</p>	
<p>第十年から第二十五年まで</p>	<p>毎年一件につき四万七千五百円に一発明につき二</p>	

<p>第七年から第十年まで</p>	<p>第四年から第六年まで</p>	<p>第一年から第三年まで</p>	<p>(2) 実用新案登録料</p>	<p>第十年から第二十五年まで</p>	<p>第七年から第九年まで</p>	<p>第四年から第六年まで</p>	<p>第一年から第三年まで</p>	<p>追加特許の場合</p>	<p>万九千六百円を加えた額</p>	
<p>毎年一件につき一万八千 百円に一請求項につき九</p>	<p>毎年一件につき六千 百円に一請求項につき三百 円を加えた額</p>	<p>毎年一件につき二千 百円に一請求項につき百 円を加えた額</p>		<p>毎年一発明につき三万 三千六百円</p>	<p>毎年一発明につき一万 六千八百円</p>	<p>毎年一発明につき八千 四百円</p>	<p>毎年一発明につき五千 六百円</p>			

	百円を加えた額	
(3) 意匠登録料		
第一年から第三年まで	毎年一件につき 八千五百円	
第四年から第二十年まで	毎年一件につき 一万六千九百円	注2
(4) 商標登録料		
商標(防護標章)登録料	一の区分につき 二万八千二百円	
分納額(前期・後期支払)	一の区分につき 一万六千四百円	
更新登録申請	一の区分につき 三万八千八百円	
分納額(前期・後期支払)	一の区分につき 二万二千六百円	
防護標章更新登録料	一の区分につき 三万三千四百円	
商標権の分割申請	一件につき 三万円	

磁気ディスクへの記録（電子化手数料）	登録事項（磁気原簿）の閲覧請求		窓口請求	一件につき 八百円	
	書類の謄本の交付			一件につき 千四百円	
紙原簿の謄本	ファイル記録事項記載書類の交付請求		オンライン請求	一件につき 千円	
	登録事項（磁気原簿）記載書類の交付請求		窓口請求	一件につき 千三百円	
登録事項（磁気原簿）記載書類の交付請求	オンライン請求		一件につき 八百円		
	窓口請求		一件につき 千二百円		
額		一件につき千二百円に一枚につき七百元を加えた			注3

（注3）支払は登録情報処理機関（財団法人工業所有権電子情報化センター）からの支払通知を以て現金にて納付してください。特許印紙での支払はできません。

弁理士試験受験手数料

弁理士試験受験手数料

一件につき 一万二千元

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関係手数料（経過措置）

国際調査の追加手 数料	送付手数料	調査手数料			
日本国特許庁が国際調査を行う	日本国特許庁が国際調査を行う 国際出願（日本語）	シンガポール知的所有権庁が国際調査を行う 国際出願	ヨーロッパ特許庁が国際調査を行う 国際出願	日本国特許庁が国際調査を行う 国際出願（英語）	日本国特許庁が国際調査を行う 国際出願（日本語）
一件につき十二万六千円に請求の範囲の発明数の	一件につき六万円に請求の範囲の発明の数から一を減じた数を乗じた額	一件につき 十六万六千七百円	一件につき 十六万七千五百円	一件につき 二十一万三千円 二十一万三千六百円	一件につき 七万円 一件につき十五万六千円
国際出願日が二〇一六年		国際出願日が二〇一七年 一月一日以降	国際出願日が二〇一六年 十二月三十一日以前	国際出願日が二〇一七年 一月一日以降のもの	国際出願日が二〇一六年 四月一日以降

文献の写しの請求に係る手数料	予備審査の追加手数料		取扱手数料		予備審査手数料		
	日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願(英語)	日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願(日本語)	国際予備審査請求		日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願(英語)	日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願(日本語)	国際出願(英語)
一件につき 千四百円	一件につき三万四千円に請求の範囲の発明の数から一を減じた数を乗じた額	一件につき一万五千円に請求の範囲の発明の数から一を減じた数を乗じた額	一件につき 二万九百円	一件につき二万千六百円	一件につき 五万八千円	一件につき 二万六千円	数から一を減じた数を乗じる
	予備審査手数料の納付日が二〇一六年四月一日以降		料金支払日が二〇一七年一月一日以降のもの	料金支払日が二〇一六年十二月三十一日以前のもの	予備審査手数料の納付日が二〇一六年四月一日以降		四月一日以降

	書類の謄本またはファイル記録事項を記載した書面の交付に係る手数料	一件につき	千四百円
	優先権の書類の送付の請求に係る手数料	一件につき	千四百円
	国際出願に関する書類についての証明書等の交付の請求に係る手数料	一件につき	千四百円
	先の調査の結果の送付請求に係る手数料	一件につき	千七百円
国際出願関係手数料（意匠）			
日本国特許庁（本国官庁）へ納付する手数料			
国際登録出願 「DM/1」			
国際事務局（WIPO）に直接納付する手数料			
基本手数料	一意匠目 二意匠目以降、一意匠ごとに	三百九十七スイスフラン 十九スイスフラン	
公表手数料	一複製物（図面・写真）ごとに （複製物を書面で提出する場合） 二ページ目以降、追加ページごとに	十七スイスフラン 百五十スイスフラン	
	（意匠の説明が一〇〇単語を超		

<p>追加手数料</p>	<p>えた場合) 一〇一単語以降一単語ごとに</p>	<p>二スイスフラン</p>
<p>指定手数料</p>	<p>(i)標準指定手数料 (個別指定手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合) 等級一(指定国ごとに) 一意匠目 二意匠目以降、一意匠ごとに 等級二(指定国ごとに) 一意匠目 二意匠目以降、一意匠ごとに 等級三(指定国ごとに) 一意匠目 二意匠目以降、一意匠ごとに (ii)個別指定手数料 (標準指定手数料に代えて、個別の指定手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合)</p>	<p>適用される締約国については【ハーグ協定の締約国一覧】を御参照ください 四十二スイスフラン 二スイスフラン 六十スイスフラン 二十スイスフラン 九十スイスフラン 五十スイスフラン 各締約国が指定した額 【個別指定手数料一覧】 を御参照ください</p>

・ ※ (i) 標準指定手数料は、等級一〜三があります。(共通規則第十二規則(1)(b)) 個別指定手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合、該当する等級の額の納付が必要です。詳細は「ハーグ協定の締約国一覧」を御参照ください。

(ii) 個別指定手数料は、標準指定手数料に代えて受領を宣言している締約国を指定する場合に納付が必要です。個別指定手数料の徴収を宣言している締約国は、二〇一六年三月一六日現在八つの国及び政府間機関(OAPI(アフリカ知的財産機関)、EUIP、ハンガリー、日本、キルギス、韓国、モルドバ、米国)です。個別指定手数料の額は、「個別指定手数料一覧」を御参照ください。

国際登録の存続期間の更新（五年ごと）の請求

基本手数料	一意匠目 二意匠目以降、一意匠ごとに	二百スイスフラン 十七スイスフラン	
指定手数料	(i) 標準指定手数料（指定国数分） 一意匠目 二意匠目以降、一意匠ごとに (ii) 個別指定手数料 （標準指定手数料に代えて個別の指定手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合）	二十一スイスフラン 一スイスフラン 各締約国が指定した額 【個別指定手数料一覧】 を御参照ください	

- ・ ※ 国際登録の存続期間満了の六月前に国際事務局から更新に関する非公式な通知が送られます。なお、この通知の不到達を理由とする支払期限途過は免責事由とはなりません。
- ・ ※ 国際登録の存続期間満了後六月以内であれば、更新基本手数料の五割増手数料を支払うことで国際登録の存続が可能となります。

その他の国際登録に係る申請に対する手数料

所有権変更の記録	名義人の変更を申請する国際登録ごとに	百四十四スイスフラン	
名義人の氏名（名称）及び／又は住所（居所）の変更の記録	一国際登録ごとに 同じ申請に含まれる追加の国際登録ごとに	百四十四スイスフラン 七十二スイスフラン	

<p>国際登録簿又は公表された国際登録の書類の内容に関する書面による情報の請求</p>	<p>見本の写真の請求</p>	<p>国際登録簿又は公表された国際登録の書類の項目の認 証謄本の請求</p>	<p>国際登録簿又は公表された国際登録の書類の項目の非 認証謄本の請求</p>	<p>公表された国際登録に関する国際登録簿の抄本の請求</p>	<p>限定の記録</p>	<p>放棄の記録</p>
<p>同一国際登録につき同一名義人の追加の国際登録について、同一の情報請求が同時になされる場合</p>		<p>最初の五ページにつき（同時に請求された同一の国際登録について） 六ページ目以降、追加ページごとに</p>	<p>最初の五ページにつき（同時に請求された同一の国際登録について） 六ページ目以降、追加ページごとに</p>		<p>限定する国際登録ごとに</p>	<p>放棄する国際登録ごとに</p>
<p>八十二スイスフラン 十スイスフラン</p>	<p>五十七スイスフラン</p>	<p>四十六スイスフラン 二スイスフラン</p>	<p>二十六スイスフラン 二スイスフラン</p>	<p>百四十四スイスフラン</p>	<p>百四十四スイスフラン</p>	<p>百四十四スイスフラン</p>

		国際登録の権利者の一覧表の検索	特定のもの又は法人の名称に基づく検索ごとく二以上の国際登録が発見された場合には、国際登録ごとに	八十二スイスフラン	
		右項目のファクシミリによる通信の割増手数料	ページごとに	四スイスフラン	
<p>国際出願関係手数料（商標）</p>					
		日本国特許庁（本国官庁）へ納付する手数料			
		国際登録出願		一件につき 九千円	
		事後指定		一件につき 四千二百円	
		国際登録の存続期間の更新の申請		一件につき 四千二百円	
		国際登録の名称の変更の記録の申請		一件につき 四千二百円	
		国際事務局（WIPO）へ納付する国際手数料			
	基本手数料（標章が色彩付きでない場合（白黒））			六百五十三スイスフラン	
	基本手数料（標章が色彩付きである場合（カラー））			九百三スイスフラン	

		(2) 事後指定			(1) 国際登録出願		
付加手数料	基本手数料	個別手数料	付加手数料	基本手数料	個別手数料	追加手数料	付加手数料
一指定国ごとに百スイスフラン	六百五十三スイスフラン	個別手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合、各締約国ごとに定める額	一指定国ごとに百スイスフラン	三百スイスフラン	付加手数料及び追加手数料に代えて、個別手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合、各締約国ごとに定める額	標章の国際分類の数が三を超えた一区分ごとに百スイスフラン	一指定国ごとに百スイスフラン
	注4						

(4) 国際登録の名義 人の変更の記録の 申請		(3) 国際登録の存続 期間の更新の申請	
		追加手数料	標章の国際分類の数が三 を超えた一区分ごとに百 スイスフラン
一部移転	個別手数料	個別手数料の受領を宣言 している締約国を指定す る場合、各締約国ごとに 定める額	
全部移転	国際登録の全部を移転す る場合 百七十七スイス フラン		
	商品又は指定国の一部を 移転する場合 百七十七 スイスフラン		

(注4) 六ヶ月間の猶予期間に手続した場合は、上記基本手数料六百五十三スイスフランとは別に(割増手数料)が必要となり
ます。

(備考)

- (1) 国が出願、請求その他の手続をする場合には手数料を要しない(ただし、国際出願に関する国際事務局に対する手数料はこの限りでない)。
- (2) 手数料(登録情報処理機関に対して納付する電子化手数料を除く。)は、特許印紙をもって納付されることとされる。
ただし、平成八年の法律改正により、特許庁から交付する納付書を用いて日本銀行(本店、支店、代理店又は歳入代理店)から現金で納付することも可能となった(ただし、オンラインを利用して行う手続に関してはこの限りではない)。